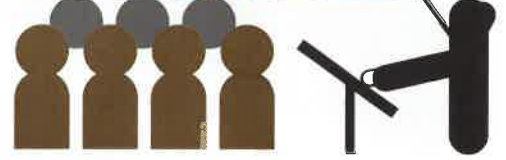


中小企業のための 法務講座



香港における中古車の 輸入規則および留意点①

しなければなりません。

1 自動車輸入と登記の流れ (注)

注：純粋な電動自動車 (下記：Pure Electric Vehicle: PEV) とプラグインハイブリット車 (下記：Plug-In Hybrid Electric Vehicle: PHEV) の規制は少し異なります。

A. PEV・PHEV 以外の一般自動車の流れ

STEP1. 排出基準への適合申請

「第311」章大気汚染規制(車両設計基準)(排出条例)および「第400」章騒音規制(自動車)条例)により、車を輸入する前に、香港環境保護署へ車両製造業者あるいは許可試験機関が発行した「車両の排ガスおよび騒音の排出基準合致申請書」と「騒音証明書の『般審査』および証憑となる書類の原本を提出して輸入許可を取得します。具体的には、a. 車両製造業者が当該車両のために発行した適合証明書(申請日の前1年以内に製造された車両にのみ適用)、b. 日本車両検査協会などの検査機関が6カ月以内に発行した排気テスト報告書および騒音基準合致報告書などです。

を税関長官に提出しなければなりません。商品輸入後14日以内に必要なら税関申告書を提出できない者は、商品総価額と申告時期によって、税関申告時に罰金が科されます。

さらに、「第330章自動車(首次登記税)条例」により、車両輸入(貨物荷揚げ)後30日以内に自動車輸入申告書(様式 CED336)を香港税関または Motor Vehicles First Registration Tax System のオンライン登録サービスに申請し、登録の際に納めます。

また、「第330章自動車(首次登記税)条例」により、車両輸入(貨物荷揚げ)後30日以内に自動車輸入申告書(様式 CED336)を香港税関または Motor Vehicles First Registration Tax System のオンライン登録サービスに申請し、登録の際に納めます。

また、「第330章自動車(首次登記税)条例」により、車両輸入(貨物荷揚げ)後30日以内に自動車輸入申告書(様式 CED336)を香港税関または Motor Vehicles First Registration Tax System のオンライン登録サービスに申請し、登録の際に納めます。

自動車輸入業者・販売者が商用目的で香港に中古車を輸入するには、a. 輸入者が自動車輸入業者、販売業者登録をしていること、車両性能として b. 排気ガス(100%電動車の場合は不要)および騒音(全自動車対象)が香港の排出基準に適合していること、c. 右ハンドルであることが必要です。また、輸入に際して自動車輸入申告を行うことが求められます。

330章汽車首次登記税条例)。様式 CED 335 とともに下記の申請書類が必要となります。

- ・申請の代表者が取締役ではない場合、取締役会の委任状
- ・会社の登記証明(会社登記証書および会社に関する年度申告(取締役が記載された情報)・無限会社の場合、該当する登記書類)

ビジネス登記証書

香港内で使用する中古自動車については、輸入手続きから輸入後の車の登録ライセンス(日本の車検に相当)の入手から実際の運転に入るまで様々な規制がありますので、輸入者または使用者は、税関、運輸環境保護に関する以下の手続きをとる必要があります。

申請の代表者の香港IDカード(身分証明証)およびパスポート

様式 CED335 は、香港税関自動車評価課、運輸署香港ライセンス事務処、各区民政事務処、あるいは、関係当局のHPで入手し、記入後、香港税関自動車評価課へ持参、郵送、ある

3. Motor Vehicles First Registration Tax System のオンライン登録サービスにより提出することができ、(電子申請の場合、申請書類確認のため、原本を税関に持参する必要があります)。

なお、香港に輸入、登記実績がない自動車の場合、登記販売業者は販売7日前までに「税関に Retail Price List Intended for Publication」を必ず提出

2 自動車輸入商/販売業者登録

自動車輸入業者・販売業者として自動車の販売ビジネスをする香港の輸入者は、自動車輸入業者および/または自動車販売業者として開業後30日以内に税関へ「自動車輸入業者/自動車販売業者登録申請書」(様式 CED335)を提出し、登録を行わなくてはなりません(香港法令「第

「第60E」章輸出入(登記)条例」により、一時輸入貨物などの「通関申告免除物品」を除き、いかなる者も物品の輸入(貨物荷揚げ)後、14日以内に正確で記載漏れのない輸入申告書

STEP2. 輸入申告

「第60E」章輸出入(登記)条例」により、一時輸入貨物などの「通関申告免除物品」を除き、いかなる者も物品の輸入(貨物荷揚げ)後、14日以内に正確で記載漏れのない輸入申告書

▲ こんなことでお困りではありませんか。

- ▶▶ 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- ▶▶ 相手側から契約書を渡されましたが、サインして大丈夫?
- ▶▶ 念のために契約書を作成したい。
- ▶▶ 売掛金の回収ができない.....
- ▶▶ 香港に資産がある方がお亡くなりになった。
- ▶▶ 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。

筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 (香港、大湾区 (GBA)、
英国) 中国委託公証人



アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能

www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com